

平成30年度法務研究「性犯罪被害者の心理に関する  
心理学的・精神医学的知見と捜査・公判におけるその活用について」(概要)

法務総合研究所

1 刑法一部改正法に対する附帯決議

刑法第176条及び第177条における「暴行又は脅迫」並びに刑法第178条における「抗拒不能」の認定について、被害者と相手方との関係性や被害者の心理をより一層適切に踏まえてなされる必要があるとの指摘がなされていることに鑑み、これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進すること（衆議院法務委員会附帯決議第2項，参議院法務委員会附帯決議第2項）

2 研究の方法等

性犯罪の捜査・公判の十分な経験を有する検事が研究員となり，精神科医等の指導・助言を受け，

- (1) 性犯罪被害者の心理や行動につき，文献等から心理学的・精神医学的知見を収集
- (2) 上記の知見を踏まえ，過去の性犯罪事例を分析  
(研究期間：平成30年6月～12月)

3 研究結果の概要

(1) 性犯罪被害者の心理や行動に関する研究等

性犯罪被害者の反応や行動の実態に関する調査研究

性犯罪被害者が示す反応や行動には様々なものがあり，必ずしも強い抵抗を示すわけではない。身体的抵抗より言葉による抵抗が多い傾向が見られ，全く抵抗していない者が相当数いた。

性犯罪被害者の反応や行動の原因・機序に関する研究

- ・ 被害の最中又は直後（周トラウマ期）における反応に関する知見  
周トラウマ期の解離（非現実感，身体からの離脱体験，感覚・感情の麻痺等），擬死状態，Tend and Befriend反応（加害者への迎合的行動等）
- ・ 被害に直面する前の心理やリスク認知に関する知見  
正常性バイアス（予測される脅威やその危険性について最小限に評価しようとする傾向）等
- ・ 継続的な被害にさらされた者の心理等に関する知見  
解離，性的虐待の被害児童に見られる性的虐待順応症候群（最も典型的な反応は，秘密，無力感，畏にはまり，順応する，

遅れた，矛盾する，信用されない開示，撤回に分類される。），学習性無力感（何をしても状況は変わらないことを学習し，その状況から逃れる努力をしなくなる）等

- ・ 被害後の精神症状

性犯罪被害者における心的外傷後ストレス障害（PTSD）の発症率は特に高いとされる。PTSDの診断基準を満たさない場合も，解離等が生じていることがある。

## （２）強姦罪（強制性交等罪）の事例分析

暴行・脅迫又は被害者の同意が争点となった強姦罪（強制性交等罪）の事例48件（有罪38件，無罪10件）の判決を分析

被害者供述の信用性の判断における被害者の言動等の検討

無罪判決の多くは，「意に反して姦淫された」等の被害者供述の信用性に疑問があるとされたものであり，その事情として，被害者の反応や言動の不自然性のほか，供述と客観的証拠との不整合，供述の不合理的な変遷など，複数の要因を総合的に考慮するものが多かった。不自然性を指摘された被害者の反応や言動としては，容易に逃げたり助けを求めたりできる状況であったのにそのような行動をとっていないこと，拒絶の意思や抵抗を示していないこと，被害後に被告人におびえている様子がないこと等があった。

暴行・脅迫の程度の判断における被害者の言動等の検討

有罪判決においては，それ自体だけを見れば程度が弱く，同意の下で性交する場合にも行われ得る行為であっても，犯行の時間や場所，被害者の年齢や被告人と被害者との関係，体格差や年齢差といった事情を踏まえて，被害者の抗拒を著しく困難にさせる程度の暴行・脅迫と判断されていた。

もっとも，無罪判決の中には，被告人が同意を主張したのに対し，被害者が同意していなかったことを認定しつつ，抗拒を著しく困難にする程度の暴行を加えたといえないとされた事例が1件あった。

被告人の故意の認定における被害者の言動等の検討

無罪判決の中には，被告人は，被害者が同意したと考えて行為に及んだ可能性が否定できないなどとして，被告人の故意を否定した事例があり，その理由として，被害者が拒否する態度や抵抗を示していないこと等が指摘されていた。

暴行・脅迫又は被害者の同意に関係する理由によって不起訴（嫌疑不十分）とされた強姦罪（強制性交等罪）の事例29件を分析したところ，被害者供述の信用性の判断又は被疑者の故意の認定において，前記同様に被害者の反応や言動について指摘するものがあった。なお，被害者供述の信用性の判断では，複数の要因が総合的に考慮されてお

り、被害者の反応や言動のみを理由とするものはほとんどなかった。

(3) 準強姦罪（準強制性交等罪）の事例分析

心理的抗拒不能又は被害者の同意が争点となった準強姦罪（準強制性交等罪）の事例10件（有罪7件，無罪3件）を分析

無罪判決の中には、心理的抗拒不能状態の認定又は被告人の故意の認定において、被害者の被害時の言動等を考慮している事例があった。

(4) 専門的知見の捜査・公判への活用

検察官としては、被害者供述の信用性の立証や暴行・脅迫の程度又は抗拒不能状態の判断において専門的知見を活用することや、性犯罪被害者の精神状態を理解し、捜査・公判の過程で更なる負担や苦痛を与えないために配慮することが重要である。

4 今後の活用

本法務研究については、全国の検察官等に周知を行うなどし、捜査・公判等の実務に活用させる予定である。